

はしがき

2017年5月26日に成立した改正民法において、売買における瑕疵担保責任制度が廃止され、新たに契約不適合責任制度が設けられた。この契約不適合責任制度の下では、従来の瑕疵担保責任の中心的概念であった「瑕疵」の用語が廃止され、また、売主の責任の法的性質についても契約責任説が採用されるなど、抜本的な改正が行われている。この新たな制度の下で、学説・実務ですら多くの解釈論上の問題が指摘され、多角的な視点から分析が進められている。本書は、契約不適合責任をめぐるわが国の議論を整理し、理論的観点から分析を加えた上で、いくつかの重要論点につき、解釈論の提示を試みるものである。

本書は、6章から構成される。

第1章では、売買における契約不適合給付をめぐるわが国の現在の議論状況を整理する。そして、民法改正後とくに検討されるべき課題として、「契約不適合の意義」、「買主の追完請求権の法的性質」および「売主の追完利益の保障」の3つを提示する。

第2章では、ドイツ売買法における瑕疵担保責任をめぐる議論を整理する。まず、第1節において、2002年1月1日施行の新債務法の下での瑕疵担保責任制度の概要を示す。次いで、第2節では、ドイツ法における物の「瑕疵」概念について、第3節では、「追完」制度について、第4節では、瑕疵担保責任制度と他の制度（錯誤、契約締結上の過失および不法行為）との競合問題について、それぞれドイツ法の議論を整理・検討する。

第3章では、ドイツ法の議論を相対化させ、より客観的な分析の視点を確保するために、ドイツ法以外の法制度に目を向けて検討を試みる。具体的には、EU法における契約不適合責任制度の分析を行う。第1節では、ヨーロッパ共通売買法規則提案（CESL）における「追完」制度について検討する。第2節では、2015年12月19日に欧州委員会が公表した「オンライン物品売買契約に関するEU指令案」（COM [2015] 635 final）の検討を行う。第3節では、同提案

を改正する指令提案（COM [2017] 637 final）の検討を行う。最後に、第4節において、2019年6月11日に発効した「EU 物品売買指令」（Directive (EU) 2019/771）の検討を行い、EU 売買法の最近の動向を確認する。

第4章では、EU 売買法の展開を受けて近時改正されたドイツ新売買法の検討を行う。第1節においてこの章の目的を述べた後、第2節においてドイツ連邦政府改正草案（2016年5月18日公表）の内容を検討する。第3節では、2018年1月1日施行後のドイツ新売買法における瑕疵担保責任をめぐる学説の議論を整理・検討する。この節では、主に、「買主の追完請求権」および「売主の追完拒絶権」に関する新規定を取り上げて詳しく検討する。

第5章では、第2章から第4章までの比較法研究を基礎に、日本法への示唆を検討する。第1章で示した3つの課題を中心に検討を行い、比較法の視点を踏まえた解釈論の提示を試みる。

最後に、第6章では、本書で得られた結論と残された課題について述べる。

本書は、著者が同志社大学大学院法学研究科博士課程（後期課程）在籍時から現在まで続けてきた研究の成果をまとめたものである。大学院の指導教授であり、今日まで著者の研究を温かく見守ってくださっている神谷遊先生に深甚より感謝を申し上げたい。

本書を出版するにあたり、法律文化社、また、同社の小西英央氏に大変お世話になった。ここに記して御礼を申し上げる次第である。

本研究は、科研費（若手研究（B）研究課題番号17K13656）による研究成果の一部である。また、本書は、科研費（平成31年度 研究成果公開促進費 課題番号19HP5128）による助成を受けて刊行されたものである。

2019年10月

古谷 貴之